

議案第 47 号

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 6 月 13 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

三次市立学校設置条例（平成 16 年三次市条例第 117 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 三次市立八幡小学校の項を削る。

別表第 2 三次市立君田中学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正）

2 三次市体育施設設置及び管理条例（平成 16 年三次市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

八幡小学校屋外運動場夜間照明施設

」を

「

旧八幡小学校屋外運動場夜間照明施設

」に改める。

別表第3中

「

八幡小学校屋外運動場

」を

「

旧八幡小学校屋外運動場

」に改める。